

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和4年9月20日午後1時30分から令和4年第9回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和4年第9回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には16番高橋新一委員、17番佐藤浩幸委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。

議 務 局 長 【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】

議 務 局 長 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

議 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 務 局 長 説明が終わりました。

議 務 局 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 務 局 第4番委員 番号1番の解約理由は高齢のためとなっておりますが、所有者に返された農地が遊休農地になってしまう恐れがあると思います。事務局では、その後の農地の扱いについて確認はしているのでしょうか。

議 務 局 長 事務局、説明を求めます。

議 務 局 長 4番田口委員のご質問にお答えします。事務局では、解約後の農地の扱いについて届出時に確認しております。この方につきましては、近隣を大規模に耕作している担い手農家に打診しており、その方と調整すると伺っております。

議 務 局 長 4番田口委員、よろしいですか。

議 務 局 第4番委員 はい。

議 務 局 長 ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議長 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議長 日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番及び2番の案件について、16番高橋新一委員より報告願います。

第16番委員 16番 高橋です。はじめに、番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。9月15日午前に、永岡地区の松本隆委員、小野まり子委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である■■■■さんが、自身が代表を務める会社の駐車場が手狭になったことから、駐車場を拡張するため、譲渡人の■■■■さんから田を売買により取得し転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地領域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。
また、申請地は農業振興地域内の農用地に指定されていましたが、令和4年4月18日付で農用地区域からの除外手続きが済んでいることを確認しています。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。
現地は南側が農地と隣接していますが、法面施行と砕石敷としたうえで境界に側溝を整備するほか、西側にU字溝を整備し、土砂流出及び雨水の対策を行うことから、隣接地への影響は発生しないものと考えられます。
以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。
次に、番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。9月15日午前に、永岡地区の松本隆委員、小野まり子委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
借人である■■■■が岩手南部森林管理署発注の「永徳山治山工事」受注に伴い、駐車場及び工事材料の仮置場等の用地として使用するため、農地所有者の■■■■さんから田を賃貸借により借受

け一時転用しようとするものです。

申請地は、工事施工箇所に近接する田で、現在は■■■■さんが借り受けておりますが、耕作者の同意を得ているほか、工期が令和5年2月までであり、工事完了後は、すみやかに現状の農地へ復元する計画となっていること、また昨年度も同内容で申請があり、工事完了後には適切に農地へ復元されていたことから、一時転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議

長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員であります。よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議

長

日程第7、議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

務

局

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議

長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和4年第9回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 13時55分